

四日市市告示第 470 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成28年 11月 4日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	路線番号	供用開始区間	幅員 (m)	延長 (m)
1	西村2号線	21004	西村町字長尾267番1から 西村町字下鶴沢107番26地先まで	10.1~46.2	896.1